

須賀川地方広域消防本部からのお知らせ

【水消火器で訓練を！】

須賀川地方広域消防組合において、一般財団法人自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」を活用し、訓練用の水消火器 16 本を宝くじの助成金で整備しました。消火訓練等のお問い合わせや『訓練用の水消火器』については最寄の消防署や分署等が窓口となっていますのでご連絡ください。



【コミュニティ助成事業とは】

一般財団法人自治総合センターが宝くじ社会貢献広報事業として行うもので、コミュニティ活動に必要な備品・施設などに対して助成を行い、地域社会の向上に寄与するための事業です。



■お問い合わせ先 須賀川地方広域消防本部予防課 ☎0248-76-3114

毎年、1月10日は「110番の日」です

1 いち早く 1 いそがず慌てず 0 れい静に

110番通報は、警察本部通信指令室につながる事件事故専用の緊急通報電話です。ご利用の際は、焦らず、ゆっくりとお話してください。

警察官がお尋ねする内容

- ・何がありましたか
- ・いつのことですか
- ・場所はどこですか



※自分の居場所がわからないときは、目の前にある建物名・道路名・橋名・河川名等のほか、近くにある民家の住所や電力柱の番号などをお伝えください。

選挙管理委員会からのお知らせ

任期満了に伴う平田村議会議員一般選挙の期日等について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

- 告示日 令和2年3月17日(火)
- 投開票日 令和2年3月22日(日)



令和元年分 村県民税（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

申告相談のお知らせ

●お問い合わせ 平田村役場（税務課） ☎ 55-3113

令和元年分申告相談受付が、令和2年2月17日から3月16日まで行われます。

申告に必要な書類や証明書、領収書等の早めの取りまとめをお願いします。

申告に持参するもの

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類

次のⅠかⅡのどちらかを持参してください。

Ⅰ マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

Ⅱ 通知カード又はマイナンバーが記載された住民票の写しなど次のいずれかひとつ

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど

② 申告相談通知書

前回の申告で、営業・農業・不動産・雑収入・配当金・一時金の所得があった方（青色申告者は除く）に役場から送付します。

③ 確定申告のお知らせ（ハガキ）

税務署から送付された方

④ 印鑑

⑤ 利用者識別番号等通知書

前回の確定申告（電子）の利用者識別番号等通知書をお持ちの方

⑥ 源泉徴収票・事業主の支払証明書

給与所得（給料・賃金等）や年金所得のある方

⑦ 生命保険料の支払証明書

生命保険料控除を受ける場合

⑧ 地震保険料の支払証明書

地震保険料控除を受ける場合

⑨ 医療費の領収書または明細書

医療費控除を受ける場合

⑩ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による領収書等

健康の維持増進及び疾病の予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の令和元年中の購入が1万2千円を超えるとき、この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けることができます。

⑪ 身体障害者手帳・療育手帳等

障害者控除を受ける場合

⑫ 農業所得の収支内訳書

収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑬ 免税所得（免税牛）の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した場合
申告書に原本添付となります。

※名義変更が必要な方は事前に確認してください。

⑭ 営業所得の収支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、貸金台帳、領収書等）及び収支内訳書

⑮ 金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要

⑯ 住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入、増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。

・請負契約書、売買契約書などの写し
・家屋、敷地の登記簿謄本
・住民票抄本
・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

・源泉徴収票（給与所得等のある方）
・還付金の振込先の口座番号
（申告者本人名義）

⑰ その他

・令和元年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書など
・令和元年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書

令和元年分 申告相談日程表

○受付時間 午前9時00分～11時30分
午後1時00分～4時00分
2月26日(水)及び3月4日(水)は、受付時間を午後7時まで延長します。

○会場 平田村役場 別棟会議室（旧永田小学校体育館内）

月	日	曜日	指定行政区	月	日	曜日	指定行政区
2月	17日	月	小 平	3月	2日	月	永 田
	18日	火	西 山 一		3日	火	小 松 原
	19日	水	西 山 二		4日	水	下 蓬 田
	20日	木	東 山		5日	木	打 違 内
	21日	金	上 北 方		6日	金	乙 空 釜
	25日	火	下 北 方		9日	月	上 蓬 田
	26日	水	駒 形		10日	火	蓬 田 新 田
	27日	木	中 倉 一		11日	水	九 生 滝
	28日	金	中 倉 二		12日	木	鴉 子
					13日	金	
					16日	月	指定なし

※行政区ごとに別の指定日を設けていますが、都合が悪い場合は別の日においてください。
※給与所得等の方で年末調整が済んでない場合は、申告相談においてください。
※年金収入のみの方で諸控除のある場合は、申告相談においてください。
※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と申告者の本人確認書類が必要となります。
※車でおいでの方は、役場駐車場をご利用ください。